解散公告（第二回）

当法人は、責任役員会の決議及び東京都の認証を受け平成二十六年一月二十一日付で解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十七日

東京都杉並区大宮二丁目二番五号
聖徳山太子殿
清算人　村田　憲彦

解散公告（第二回）

当法人は平成二十五年十二月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十七日

長野県諏訪市霧ヶ峰角間沢東一三三三八番二七号
財団法人世界平和同願会
代表清算人　入来院重朝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月三十一日午後五時に存立期間満了をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十七日

愛知県稲沢市福島町中浦一二番地の一
農事組合法人稲沢市千代田植木生産組合
清算人　吉田　英男

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十五年十二月十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十七日

広島市西区商工センター六丁目九番三九号
中四国文紙事務用品厚生年金基金
代表清算人　鴨田　豢治

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十七日

広島県呉市東中央一丁目五番二号
財団法人平田学園
代表清算人　平田　敦子

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十七日

広島県府中市上下町上下六九一番地
蟻集財団
代表清算人　重森　峰男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月十七日

愛媛県松山市南堀端町一番地
財団法人松山育英会
代表清算人　森田　浩治

配当公告

岡山県総社市井手一七一番地
破産者　有限会社吉本勘之助商店
右の者に対する岡山地方裁判所倉敷支部平成二十三年（フ）第一五五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
優先債権　金二二六、二七六円
一般債権　金二八〇、八二九、二七九円
一、配当することのできる金額
優先債権　金二二六、二七六円
一般債権　金一〇、〇五四、四一一円

平成二十六年二月十七日

岡山市北区富田町二丁目一三番一二号コートサイドビル六階
破産管財人　吉野　夏己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県大船渡市三陸町綾里字岩崎四八番地二、最後の住所岩手県一関市東山町長坂字北磐井里二〇七番地　東山荘
被相続人　亡　中村　富雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十七日

岩手県大船渡市大船渡町字永沢一七番地一二―A
相続財産管理人　司法書士　長谷川浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県石巻市蛇田字新谷地前七六番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　奥山　進
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十七日

宮城県東松島市矢本字大溜六五―三　三階
相続財産管理人　弁護士　齋藤　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三島郡出雲崎町大字尼瀬一二一番地、最後の住所新潟県柏崎市大字畔屋三九二番地一
被相続人　亡　佐藤クライ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十七日

事務所東京都新宿区西新宿一丁目八番一号
新宿ビルディング四階
相続財産管理人　弁護士　横山　康博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市大横町三〇番地、最後の住所東京都八王子市山田町一九六三番地一野口方
被相続人　亡　野口　修

平成二十六年二月十七日

岡山市北区富田町二丁目一三番一二号コートサイドビル六階
破産管財人　吉野　夏己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県大船渡市三陸町綾里字岩崎四八番地二、最後の住所岩手県一関市東山町長坂字北磐井里二〇七番地　東山荘
被相続人　亡　中村　富雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十七日

岩手県大船渡市大船渡町字永沢一七番地一二―A
相続財産管理人　司法書士　長谷川浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県石巻市蛇田字新谷地前七六番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　奥山　進
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十七日

宮城県東松島市矢本字大溜六五―三　三階
相続財産管理人　弁護士　齋藤　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三島郡出雲崎町大字尼瀬一二一番地、最後の住所新潟県柏崎市大字畔屋三九二番地一
被相続人　亡　佐藤クライ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十七日

事務所東京都新宿区西新宿一丁目八番一号
新宿ビルディング四階
相続財産管理人　弁護士　横山　康博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市大横町三〇番地、最後の住所東京都八王子市山田町一九六三番地一野口方
被相続人　亡　野口　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十七日

東京都日野市高幡一〇〇八―六　新扇屋ビル三〇二　相続財産管理人　谷口　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市中原区下小田中六丁目九五一番地、最後の住所川崎市高津区千年新町四三番地一コーポ新町二〇三
被相続人　亡　山田　優子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十七日

横浜市中区本町四丁目四三番地セボン関内第二ビル三階　藤田・戸田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤田　香織

第53期決算公告

平成26年2月17日

徳島県三好市池田町マチ2191番地
株式会社セイア
代表取締役　鍵山　誠

貸借対照表の要旨
（平成25年8月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,387,096	流動負債	2,705,839
固定資産	5,129,707	固定負債	3,434,961
繰延資産	1,551	株主資本	2,377,554
		資本金	65,000
		資本剰余金	1,664
		資本準備金	1,664
		利益剰余金	2,409,997
		利益準備金	16,250
		その他利益剰余金	2,393,747
		（うち当期純利益）	（159,379）
		自己株式	△99,106
資産合計	8,518,355	負債・純資産合計	8,518,355